

第55回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：	令和2年12月25日(金) 午前10時00分から午前11時00分まで
開催場所：	議員協議会室(松本市役所東庁舎3階)
出席委員：	三好規正会長(信州大学経法学部教授) 吉村幸代委員(松本市議会議員)、川久保文良委員(松本市議会議員) 上條美智子委員(松本市議会議員)、犬飼信雄委員(松本市議会議員) 犬飼明美委員(松本市議会議員)、柿澤潔委員(松本市議会議員) 山越哲委員(松本警察署長)【代理出席：蓑部孝志 松本警察署交通第二課長】 坂田浩一委員(長野県松本建設事務所長) 【代理出席：黒岩敏 長野県松本建設事務所計画調査課課長補佐】 大江裕幸委員(信州大学経法学部准教授) 清水聡子委員(松本大学総合経営学部教授) 横内一郎委員(松本ハイランド農業協同組合代表理事副組合長) 田中悦郎委員(松本市農業委員会会長代理) 赤廣三郎委員(松本商工会議所専務理事) 忠地秀起委員(松本商工会議所建設部会長) 富山有希委員(松本薬剤師会理事) 小笠原み江委員(長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員)
欠席委員：	上原三知委員(信州大学農学部准教授) 本間恵子委員(松本商工会議所女性会会長)

(桐沢明雄都市政策課長)

定刻になりましたので、これから第55回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております、都市政策課長の桐沢明雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対策としまして、本日は、適宜換気を行うとともに、審議会が短時間で終わりますように、スムーズな進行に努めたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、今回、前任の方の任期満了に伴いまして、学識経験者、関係行政機関から新たに委員としてご就任いただく13名の皆様に辞令を発令させていただいております。

辞令は、皆様の席にあらかじめお配りしてございます。なお、辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。

本日は、委員19名のうち上原三知委員、本間恵子委員、以上の2名が都合により欠席されております。また、小笠原委員ですが、少し遅れるという連絡をいただいております。

また、山越哲委員の代理として、松本警察署交通第二課長の蓑部孝志様が、坂田浩一委員の代理として、長野県松本建設事務所計画調査課課長補佐の黒岩敏様がお出席されております。

したがって、本日出席の委員は17名となり、「松本市都市計画審議会条例における、委員の1/2以上が出席しなければならない」という条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、新たにご就任された委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様からそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。吉村委員から名簿の順番でお願いいたします。

(吉村幸代委員)

おはようございます。松本市議会議員の吉村幸代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(川久保文良委員)

おはようございます。川久保文良と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(上條美智子委員)

おはようございます。同じく上條美智子と申します。よろしくお願いいたします。

(犬飼信雄委員)

おはようございます。同じく犬飼信雄と申します。よろしくお願いいたします。

(犬飼明美委員)

おはようございます。同じく犬飼明美と申します。よろしくお願いいたします。

(柿澤潔委員)

同じく柿澤潔と申します。よろしくお願いいたします。

(蓑部孝志代理)

おはようございます。ご紹介いただきました、松本警察署交通第二課長をしております蓑部と申します。本日は警察署長の代理で出席しております。よろしくお願いいたします。

(黒岩敏代理)

おはようございます。松本建設事務所計画調査課の黒岩敏と申します。所長、坂田浩一の代理で来ております。よろしくお願いいたします。

(三好規正委員)

おはようございます。信州大学経法学部の三好と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(大江裕幸委員)

おはようございます。信州大学経法学部の大江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(清水聡子委員)

おはようございます。松本大学の清水と申します。よろしくお願いいたします。

(横内一郎委員)

松本ハイランド農協の副組合長の横内です。よろしくお願いします。

(田中悦郎委員)

松本市農業委員会会長代理の田中です。よろしくお願いします。

(赤廣三郎委員)

松本商工会議所専務理事の赤廣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(忠地秀起委員)

おはようございます。同じく松本商工会議所建設部会長をしております、忠地秀起と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(富山有希委員)

おはようございます。松本薬剤師会理事の富山と申します。よろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございました。それでは、事務局長である上條建設部長より一言ご挨拶を申し上げます。

(上條裕久建設部長)

皆様、改めましておはようございます。本日は、年末の大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。私、ただいま紹介のありました建設部長の上條裕久でございます。本来であれば、臥雲市長が出席いたしまして、皆様にご挨拶申し上げるところでございますが、他の公務によりまして出席が叶いませんので、私からご挨拶を申し上げます。

先ほど事務局次長の桐沢から申しあげましたとおり、都市計画審議会委員としまして、また、新たな任期が始まるということで、ご紹介いただきました。任期中である市議会議員の皆様ともども、どうぞよろしくお願いいたします。

この都市計画審議会でございますが、ご存知のように、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、区域区分をはじめとする土地利用や都市計画道路等の都市施設の整備及び市街地開発事業など、都市計画に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調整、審議する機関でございます。

本日の都市計画審議会の議案としまして、地区計画の変更について審議をお願いするものです。

また、現在、改定中である松本市都市計画マスタープランと、検討を進めております都市計画道路の見直しについて、進捗状況を報告いたします。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのご専門のお立場で、ご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

先日送付しました資料は、次第、議案書、事務処理の概要、委員名簿です。

また、本日の追加資料として、議案説明用スライド別冊資料をお手元にお配りしていますので、ご確認ください。

お手元の資料に不足のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第に基づき、審議会長の選出に移ります。

委員任期の満了に伴い、現在、会長及び会長代理が不在となっております。

選任につきましては、松本市都市計画審議会条例の規定により、会長は「学識経験者につき任命された委員の内から委員の選挙により選出する。」とされており、会長代理につきましては、同条例の規定により会長が指名することとされております。

なお、本日欠席されています委員の方からは、会長選出につきましては、出席委員の方々に一任されておりますことを申し添えます。

そこで、事務局からの提案ですが、臨時議長を決め、会長が選任されるまでの間、会の進行をしていただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

臨時議長には、本日ご出席の委員の中で、年長者である犬飼信雄委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、犬飼信雄委員、議長席へお願いいたします。

( 犬飼信雄委員 )

ただいま臨時議長に選出されました 犬飼信雄でございます。

会長選出までの間、私の方で会議の進行をさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

これより会長を選出していただくわけですが、先ほど事務局の説明にありましたとおり、会長は学識経験者につき任命された委員の中から選挙により選出することとされていますが如何いたしましょうか。

なお、選挙ということですが、選挙の方法については規定がありませんので、指名推薦等の互選でも良いこととされています。委員の皆様のご意見をお願いします。

( 柿澤潔委員 )

指名推薦の方法がいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

( 犬飼信雄委員 )

ただ今「指名推薦により選出する」という意見が出ましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、どなたかご推薦をお願いいたします。

(柿澤潔委員)

信州大学の教授でもありまして、都市法制に大変詳しいとお聞きしておりますので、三好規正委員が適任ではないかと思えます。よろしく願いいたします。

(犬飼信雄委員)

柿澤委員から三好規正委員の推薦がありました。他にございますか。

無いようですので、それでは、三好規正委員を会長に選任することにご異議ございませんか。

ご異議が無いものと認め、三好規正委員を松本市都市計画審議会会長に決定します。

これを持ちまして、私は臨時議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(桐沢明雄都市政策課長)

犬飼委員、ありがとうございました。それでは、三好会長、議長席へお願いいたします。三好会長よりご挨拶をお願いいたします。

(三好規正会長)

改めまして、三好でございます。よろしくお願いいたします。先ほど、会長に推薦をいただきました。重責でございますが、これから頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私はこの4月に信州大学に参りまして、それまでは山梨県の甲府の大学にいました。甲府は戦災で市の中心部の大半が焼失したわけですが、松本市は、国宝の松本城を始めとして、古い町割りが残っておりまして、観光客にとっても非常に魅力的なまちであると思っております。

また、平成の合併によって市域が拡大したことで、新たなまちづくりの課題もあるのではと推測しているところです。まちづくりの基本である都市計画を担当させていただくということで、重責でございますが、何卒よろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございました。

本日も審議いただく議案は1件、報告事項が1件ございます。

それでは、このあとの会の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例により会長が務めることになっておりますので、三好会長、議案審議をお願いいたします。

(三好規正会長)

ただ今から議案審議に入りますが、先程事務局から説明のあった会長代理につきまして、条例により会長の選任事項でありますので、指名させていただきます。

前会長代理の後任として委員に就任いただいている赤廣三郎委員に会長代理をお願いしたいと思っております。

また、議事録の署名人ですが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本日出席委員の中から予め指名しますのでよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、犬飼明美委員と忠地秀起委員にお願いします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第54回松本市都市計画審議会に係る事務報告をお願いします。

(岡田健課長補佐)

都市政策課都市計画担当係長の岡田健と申します。私から事務処理の概要についてご報告いたします。

お手元の手務処理の概要をご覧ください。

令和2年5月27日に開催いたしました、第54回松本市都市計画審議会における議決事項の手務処理については次のとおりでございます。

議案第105号松本都市計画地区計画の変更について(小宮地区)についての内容は、松本市大字島内の小宮地区地区計画において、敷地内の道路境界側における緑化の規定を、権利者の判断により、弾力的な運用ができる内容に変更することで、適切な管理の下、緑豊かな市街地の形成・維持を図ることを目的として、地区計画を変更するものでした。

事務処理の経過ですが、令和2年5月27日、第54回松本市都市計画審議会において可決され、令和2年5月29日、松本市都市計画審議会 審議結果を市長報告し令和2年7月1日、松本市告示第277号により告示・縦覧を行いました。

報告は以上になります。

(三好規正会長)

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。本日付託されました案件は1件、報告事項が1件あります。

それでは、議案第106号松本都市計画地区計画の変更について(倭工業団地地区)の審議を行います。

事務局に伺います。議案第106号の傍聴者はございますか。

(岡田健課長補佐)

傍聴者は1人です。ただ今より、傍聴者を会場に案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

傍聴者の皆さんへお願いをいたします。

公正な審議を行うため、委員等の発言に対し拍手をしたり、声を出す等の行為はしないでください。

写真撮影や録音はできません。

会議の秩序を乱し、又は進行の妨げになる行為はしないでください。

以上のような行為等があった場合は、退席いただくことがありますので、ご承知ください。  
傍聴ができるのは、傍聴希望議案の審議のみです。審議終了後に退室していただきます。  
採決の結果につきましては、傍聴者控室において事務局よりご報告します。  
それでは、議案第106号の説明を担当課よりお願いします。

(今井雄亮技師)

都市政策課都市計画担当の今井雄亮と申します。議案第106号松本都市計画地区計画の変更について(倭工業団地地区)の内容をご説明いたします。着座で失礼いたします。パワーポイントを使用しますが、お手元に別冊資料として同じものをお配りしていますので、どちらか見やすい方をご覧ください。

本議案は、倭工業団地地区における地区計画の変更について、都市計画法第21条第2項及び同法第19条第1項の規定に基づき、審議をお願いするものです。

今回、委員の改選もありましたので、地区計画制度の概要について、改めてご説明します。

地区計画は、まちづくりのための制度のひとつで、建築基準法や都市計画法による建築規制に加え、地域の特性に応じた規制・誘導内容を定めることができます。

松本市では、主に土地区画整理事業において、建築物の用途の制限や建物の高さ、壁面の位置の制限を定めるなど、良好な住環境や区域の特性にふさわしい環境を整備、開発、保全するために地区計画制度を活用してきました。

本市における地区計画の決定経過です。第53回都市計画審議会において審議・可決いただいた、岡田東地区の地区計画を加え、39地区、294.9haの面積の地区計画を決定・運用しています。

次に、今回、地区計画の変更に向けて手続きを進めている倭工業団地地区についてご説明します。画面右側が地区の位置を示す総括図です。倭工業団地地区の場所は、赤い丸で囲った部分、松本市梓川倭の一部の区域です。本地区は、松本市の中心部から西に約7km、一級河川梓川沿いに位置しており、昭和57年に旧梓川村の施策で工場が誘致されました。平成17年に松本市は旧梓川村と合併し、平成22年に市街化調整区域に区分しました。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープランでは、倭工業団地は産業・研究の拠点として位置付けています。この基本方針に基づき、工業系の用途に制限することで、操業環境の保全を図るとともに、周辺の田園景観や自然環境と調和した工業団地の形成を目指す目的として、平成24年に倭工業団地地区地区計画を決定しました。

次に本地区の周辺環境について航空写真を用いてご説明します。地区計画策定後、約8年が経過し、操業環境の保全を図りながら本地区内には12社が立地しました。周辺には、主要地方道松本環状高家線が通っていますが、近傍に鉄道駅はなく、最寄りとなるアルピコ交通上高地線三溝駅が約1.2kmの距離にあります。

地区計画の内容について、ご説明します。別冊資料の3、4ページになります。

こちらは地区計画の計画書です。倭工業団地地区においては、建築物等の用途の制限を工業専用地域と同等にすることで、工業、事務所といった用途は建築可能ですが、一方で住宅や店舗等は建てられません。

また、建築物の過度の建て詰まりを防ぎ、快適でゆとりを持った地区環境とするため、道路や隣地の境界線からの建築物の壁面の位置を制限しています。市道梓川2級11号線の道路境界線までの距離を5m、その他道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上離すこととしています。ほかにも、建築物の高さや垣又はさくの構造の制限を設けることで、工場の操業環境の保全を図ると共に、周辺の田園景観や自然環境と調和した工業団地の形成を目指しています。

ここから、本議案の変更内容についてご説明します。資料6、7ページになります。本議案は、スライドの赤い枠で囲った部分、資料では赤字で示された地区計画の区域面積を変更するものです。また、平成30年に新しい用途地域、田園住居地域が新設されたことに伴う建築基準法の表のずれに対する修正も今回の変更で行っております。

資料9ページになります。表と図のそれぞれ左側が変更案、右が現行の規定内容です。区域の北西部、約0.3haを新たに倭工業団地地区として編入します。

変更理由についてご説明します。周辺において合意形成の図られた工業団地区域に隣接する駐車場用地について、新たに区域編入することで、個別の開発を未然に防ぐとともに、工業用地の飽和を解消し、地域に合った合理的な土地利用を図ります。このことは、上位計画に示す、産業・研究の拠点として、既存工業団地の操業環境の維持・保全を図ることに繋がります。

編入区域を写真でご覧いただきます。現在、企業の駐車場として利用されている借地が今回、編入する区域です。

こちらは別角度からの写真です。市道梓川459号線の西側が編入区域です。

最後に都市計画変更の手続きの経過を説明します。令和2年11月と12月に合計2回の計画案の縦覧を行いました。いずれも意見書の提出はありませんでした。本日の松本市都市計画審議会は、赤線で囲った部分の位置づけです。

本日も審議いただいたうえで、令和3年1月上旬に都市計画変更の告示を行うことを目指しております。

以上で、議案第106号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(三好規正会長)

ただいま議案第106号についての説明がありました。

ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(三好規正会長)

倭工業団地が市街化調整区域である現在の場所に選定された経緯を教えてくださいませんか。

(桐沢明雄都市政策課長)

私の方からご説明いたします。松本市は平成17年に旧梓川村と合併をしました。合併前の梓川村は、県が用途地域について管理しており、都市計画区域内ではありませんが、線引きをされていない区域、いわゆる非線引き区域でありました。この地区については、市街化に



するのか、農業を守っていくのか、まだ決まらない中で、梓川村の集落から離れたところに工業団地の誘致も含めて、施策を行ってきた団地であります。合併後の梓川地区については、都市計画区域内の市街化調整区域に線引きをし、土地利用を行ってきた地区になります。この場所については、梓川村時代から工業について誘致を行ってきている場所ですので、合併後も、松本市としてはこの場所を重要な工業団地として位置付けています。

(川久保文良委員)

地区計画の編入区域は市街化調整区域ですが、編入前から駐車場として利用されていることに問題はありますか。

(岩渕省都市計画担当係長)

駐車場であったことに対してのご質問にお答えします。先ほど工業団地誘致の経緯については、ご説明した通りですが、平成17年の合併以前の村時代に農地であったところを、駐車場として使用する目的で、農振除外の許可を得て、駐車場となっております。その後、隣接する工場の駐車場として利用されてきましたが、今回、工業団地を拡張するという内容で、地区計画を新たに設定し、工場の操業ができる区域にしていきたいという内容で、審議をお願いするものです。

(三好規正会長)

他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

ここで、傍聴者の方をお願いします。これより議案第106号の採決を行いますので、傍聴者は退室してください。

採決の結果につきましては、事務局より報告しますので、傍聴者控室でお待ちください。

それでは、挙手により採決いたしますので、よろしくをお願いします。議案第106号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数(全員一致)と認め、議案第106号は原案のとおり可決しました。

続いて、報告事項今後の松本都市計画の変更の予定についてです。

事務局に伺います、報告事項の傍聴者はいますか。

(岡田健課長補佐)

傍聴者はありません。

(三好規正会長)

それでは、報告事項今後の松本都市計画の変更の予定についての説明を担当課よりお願いします。

(内木昭太技師)

報告事項 今後の松本都市計画変更の予定についてのうち、松本市都市計画マスタープランの改定について、説明します。

私は、都市政策課都市計画担当の内木昭太と申します。着座にて説明します。

説明は、本日記布した報告事項 今後の松本都市計画変更の予定についてを用いて行います。1ページをご覧ください。

説明内容は、令和元年10月2日に開催した第52回松本市都市計画審議会の報告と重複しますが、今回新たに就任いただいた委員の皆さまもいらっしゃいますので、改めて説明を行います。

1、趣旨に記載のとおり、平成25年3月に一部改定した松本市都市計画マスタープランを、上位・関連計画との整合を図りつつ、さらに魅力と活力にあふれた都市を構築するため、見直しを行っています。

主な経過は、2に記載のとおりです。

今回の見直しは、令和元年度から検討に着手し、第52回松本市都市計画審議会において改定の視点などを報告しました。

今年度は、7月30日に松本市都市計画策定市民会議で意見を聴取し、8月12日の松本市町会連合会常任理事会への説明の後、8月17日から35地区における意見交換会に着手しました。

また、10月から12月に都市計画策定庁内連絡会議を開催し、全体構想の素案を協議しました。

次に、マスタープラン見直しの基本的な考え方を「3」に示しています。

に計画の位置づけをまとめています。松本市都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

右の図に示したとおり、上位計画である長野県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）や、松本市の総合計画は、現在改定中であり、整合を図りながら都市計画マスタープランの改定を進めています。

なお、平成31年3月に一部改定した「立地適正化計画」も松本市都市計画マスタープランの一部となります。

2ページをご覧ください。

計画策定の体制ですが、都市計画審議会においても適宜報告するとともに、松本市都市計画策定市民会議を設置し、広く市民意見を聴取しながら検討を進めています。

に主な見直しの視点を2点まとめています。

1点目として、ア 郊外部におけるコミュニティ維持の視点を掲げています。

松本市立地適正化計画は、市街化区域内に、都市の拠点や誘導区域などを設定し、持続可能な都市構造の考え方を示しましたが、都市計画マスタープランは、市域全体を対象として策定するものであり、郊外部を含めて、地域コミュニティを維持するためのあり方や都市計画制度の活用策の導入などを検討していく考えです。

「区域別の人口推移」のグラフのとおり、郊外部、特に都市計画区域外ではすでに人口減少や高齢化の進行が顕著となっています。

都市全体を支える視点で立地適正化計画を策定したことと同様に、郊外部でも、今後の人口減少に対応し、地区や集落の暮らしを支える視点で、「地域コミュニティを維持するため

のあり方」や「公共交通ネットワークなどによる地域間連携の強化」「コミュニティの維持を目的とした都市計画制度の活用策の導入」に向けた検討などを行う考えです。

もう一つの視点として、イにある「松本市の特性を活かした新たな活力の創出に向けた土地利用のあり方」を掲げています。平成31年3月に策定した松本市工業ビジョンにおいて、新たな重点分野の検討や企業誘致方針とあわせて計画的に工業団地の造成を検討することを課題として整理し、それを踏まえ事業者ニーズを捉えた新たな産業系土地利用のあり方や、広域交通ネットワークと連携した交通拠点周辺における土地利用方針を検討し定めていく考えです。

最後に4ページをご覧ください。

4、今後の進め方をご覧ください。第52回都市計画審議会では、今年度末令和3年3月をめどに、計画を改定する予定を説明しましたが、上位計画・関連計画の見直しスケジュールとの整合を図るために、そのスケジュールを変更することについて説明します。

上段にある長野県が見直しを進めている第7回定期線引きや、上位計画の松本都市計画区域マスタープランですが、当初は、今年度末の令和3年3月の改定を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響等により関係機関協議に時間を要しており、赤字でお示ししているとおり令和4年1月の決定告示を予定しています。

中段に黄色く着色しております、松本市都市計画マスタープランも上位計画との整合を図るために、赤字のとおり令和3年12月頃に改定時期を見直します。

また、下段にお示ししているとおり、松本市の最上位計画である松本市総合計画とも整合を図りながら、引き続き改定作業を進めてまいります。

今後も、検討の状況については、適宜、都市計画審議会へ報告してまいりますので、よろしく申し上げます。

以上で、一つ目松本市都市計画マスタープランの改定についての説明を終わります。

(山崎祥幸技師)

引き続き、松本都市計画道路の見直しについてご説明します。

私は、都市政策課都市計画担当の山崎祥幸と申します。着座にて失礼します。資料は4ページをご覧ください。

1、趣旨に記載のとおり、平成20年度から取り組んでいる「都市計画道路の見直し」について、松本市の道路計画の考え方や中心市街地の効果的な道路配置に向けた検討状況等を報告するものです。

2、主な経過から資料の4ページにまとめて記載しておりますが、以降についてはスライドを使用して具体的内容をご説明します。スライドと同じものが資料の5ページ以降ですので、ご覧ください。

始めに、都市計画道路とは、街の賑わいの創出や都市活動を支えるとともに、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な都市施設として、都市計画法に基づき、定められる道路です。

都市計画道路に求められる機能として、交通機能だけでなく、都市環境や防災、インフラの収容空間としての空間機能、市街地形成機能等があります。

松本市の都市計画道路の決定、整備状況です。現在、決定している都市計画道路は59路線、延長は約115kmです。

整備実績は、令和2年3月時点で約59kmであり、整備率は約42%です。本市と同規模の都市と比較して、整備率は低い水準です。

右側の図における、赤い線が未整備の都市計画道路であり、黒が整備済み、青が事業中の路線を示しています。

現在事業中の路線としまして、松本城南側の内環状北線、国道19号鎌田交差点から東に向かい、JRの跨線橋を含む内環状南線、松本駅西口側に位置する南北の路線として中条白板線等は都市計画道路として決定しており、事業が進められています。

見直しの背景としまして、現況の計画の内、多くが昭和36年の当初決定であり、決定当時と社会情勢が変化していること、長期間未着手である路線については、建築制限の長期化が懸念されること、また、都市の将来像として、コンパクトで持続可能な都市づくりの方針としていることなどから、都市計画道路の必要性に変化が生じていると考えます。

松本市の都市計画道路の変遷です。昭和7年に当初の都市計画道路として松本都市計画街路網一般図がつけられました。

ここでは、現在の大名町や四柱神社を広場とし、市内電車を軸とした碁盤目割の道路が構想されました。

また、昭和36年には、都市計画街路網図がつけられ、将来の人口増、市街地の拡大を見据えた、現在の都市計画道路のベースが決定されました。

松本市の幹線的な道路網配置の考え方です。左側の図は、松本市総合都市交通計画における幹線道路網体系のイメージです。ここでは、市街地に集中する交通を分散し、郊外部との円滑な交通流動を確保するため、松本駅周辺を中心とする環状放射型の道路網を基本としています。右側の図は、現行の松本市都市計画マスタープランにおける土地利用方針図です。幹線道路網を骨格として、拠点の位置付けや土地利用方針を定めています。

松本都市計画道路の見直しの主な経過です。平成12年、18年に国、県から都市計画道路の見直しについて指針が示され、本市では、平成20年度から見直しの考え方を含む、総合都市交通計画の策定に着手しています。

平成23年には同計画の中で、未着手の都市計画道路を対象に、区間別の評価を行い、存続候補、変更候補、廃止候補に区分しました。

その後、区間別評価結果を基に、市域全体の都市計画道路見直しと並行して、この後ご説明する、内環状線構想の見直しに取り組んできました。

平成29年から、変更の方向性や関係機関、地元町会等との調整の整った区間から、段階的に見直しを行い、平成30年に第1段階として、一部区間を廃止する都市計画変更を行いました。

こちらが松本市総合都市交通計画における、都市計画道路の区間別評価結果です。赤色が存続候補、緑色の変更候補、青色が廃止候補です。

市域全体の都市計画道路見直しにつきましては、区間別評価結果が変更、廃止候補であった路線を中心に、道路の必要性、実現性、ネットワークとしての連続性等を整理し、変更方針を固めます。昨年度、蟻ヶ崎新井線及び松本朝日線の一部廃止を行い、今年度は、浅間温

泉周辺の都市計画変更手続きを行っており、次回の都市計画審議会にて、具体的な内容をお諮りする予定です。

また、松本駅周辺の市街地につきましては、左の拡大図に内環状線構想の位置をお示ししています。

現在、国が西線となる国道19号を、長野県が内環状南線を、市が内環状北線の整備を進めていますが、残る東線として想定されていた小池浅間線周辺では、城下町特有の町割りを残して、歩行者の回遊性を重視するまちづくりが進められたため、それらのまちづくりを分断する路線として、見直しの方向性が示されています。

中心市街地の幹線道路網配置について、検討状況をご説明します。先ほど申しあげた、小池浅間線の一部区間が見直しにより整備されないことで、内環状東線をどこに位置付けるか検討を行ってまいりました。

しかし、内環状線はあくまで構想であり、中心部付近の通過交通の分散などは、特定の道路ではなく、道路網がネットワークとして機能を果たしていることから、現在は、既存の道路を有効活用し、必要な機能を分担した道路網を構築することを検討しています。

お示ししている図の緑色の道路は、現在、幹線的な役割を担う道路であり、黄色の部分が、事業中及び事業予定の区間です。

具体的には、市街地の交通は、緑色の道路がネットワークとして役割を担い、今後、黄色の部分が整備されてくることで、分散、円滑化が進むことが予想されます。

今後は、将来交通量の分析などにより、交通ネック地点を整理し、必要な道路整備について、事業の実現性を確認したうえで、現実的な道路網案を検討する予定です。

松本都市計画道路の見直しの流れです。現在、道路網案の検討として、過去の経過を含む条件の整理、必要な道路機能の整理、現況及び将来の交通モデルの構築や交通量の推計を行い、見直し案を検討しています。今年度、松本市の方針として決定したうえで、必要な道路設計や法定図書の作成を行い、令和4年度に中心市街地の都市計画変更を行う予定です。また、並行して進めている渋滞対策事業は、都市計画道路に限らず、現在の渋滞箇所の調査分析や対策の検討を進めるものであり、ここで得られたデータを都市計画道路の見直しにも反映し、対策の方針と整合を図る考えです。

併せて、国、県等の関係機関との協議を行うとともに、本審議会において引き続き、進捗状況を報告いたします。

以上で、報告事項の説明を終わります。

(三好規正会長)

ただ今、報告事項今後の松本都市計画の変更の予定について説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(犬飼明美委員)

現在、工事をしている内環状北線ですが、この道が広がった先がどのような道路になるかということを市民の皆さんからよく聞かれます。抜けた先がどん詰まりにならないよう、先線の実現性としてはどうなのかお伺いしたいと思います。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

内環状線北線の先線についてのご質問かと思ます。

現在、内環状北線から南の小池浅間線の一部について見直しを行っております。その中で、市街地における骨格的な道路網を活かし、内環状北線の先線を整備した場合と整備しない場合で車の流量を分析しております。整備しない場合は、現在の市役所周辺から北へ、上土の通りから南へ抜けることが想定されますが、車の流量分析を踏まえて、内環状北線の先線整備の必要性を検討していきたいと考えております。

現状の分析では、直近で事業を予定している道路整備が完了してくると、かなりの部分で円滑に車が流れていくことが予測できており、こういった分析を通して、今後も道路網について検討してまいります。

( 犬飼明美委員 )

いくつかの案を探っている段階かと思ます。またその都度、進捗をご説明いただければと思ます。

( 三好規正会長 )

他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました議案につきまして、後日市長へ答申いたします。

審議の結果報告については、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製については会長に一任願いたいと思ますが、よろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、そのようにいたします。

議事録署名人に指名したお二人の委員には、後日、事務局において調製された会議録を送付しますので、署名後事務局へ返送をお願いします。

また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しを送付しますので、ご承知ください。

以上で第55回松本市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

皆様、慎重なご審議ありがとうございました。それではここで、新たに委員となられた小笠原委員をご紹介いたします。建築士会松筑支部から選任いただいている小笠原様です。どうぞよろしくお願いたします。小笠原委員から一言自己紹介をお願いたします。

( 小笠原み江委員 )

遅れまして申し訳ありませんでした。建築士会から参りました、小笠原と申します。委員としては初めてですので、わからないこともあります。どうぞよろしくお願いたします。

( 桐沢明雄都市政策課長 )

ありがとうございました。次回の都市計画審議会は、日程が決まり次第、開催通知をお送りいたします。

以上をもちまして、審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。